

『郭店楚墓竹簡』から見た『毛序』の成立

—小雅・都人士篇を中心として—

はじめに

近年のおびただしい数の新出の出土資料は、その数と内容からして、これらを見れば軽視しては新しい中国古代文化の研究を行うことを不可能にしてしまった。今日、先秦から後漢にかけての時期の中国文化を研究しようとする者は、これらを検討すること抜きに進むことはできない。これらの新出資料と従来の文献資料との突き合わせこそが、今日最も急を要する課題である。

一九九三年に発見された『郭店楚墓竹簡』茲衣篇は、それが現行本の『禮記』緇衣篇とかなり近く、かつ詩を多数引用することから、『詩』の成立を考えるにあたって重要な発見である。『郭店楚墓竹簡』とは、一九九三年の秋十月に、湖北省荊門市郭店村にある戦国中期の楚墓（いわゆる郭店一号楚墓）から発掘された、楚系文字でかかれた八百枚以上のぼる竹簡のことである。そして、その中に『老子』などが含まれているというニュースは、一九九五年二月～三月の『人民日報』海外版などを通じて日本にも伝えられ、多くの研究者が熱い関心を寄せた。私がこれを直接目

藪* 敏裕

（二〇〇二年十一月二日受理）

にしたのは、文物出版社から『郭店楚墓竹簡』として出版された一九九八年五月に北京においてで、この中に「茲衣」篇をはじめとして、「大一生水」篇、「五行」篇等が含まれているのを知り、この時であった。

『郭店楚墓竹簡』が発見された郭店一号墓の下葬時期は、その発掘報告によれば紀元前四世紀中期から前三世紀初めとされている。下葬時期については、諸説あるが、いずれの説をとるにせよ『郭店楚墓竹簡』の成立はそれ以前つまり前三世紀初期以前であるということとはほぼ間違いないと思われる。

ところで、孔子が礼を尊重したことはよく知られているが、彼が創始したとされる儒教の經典にも様々な礼制に関する記述があり、漢代以降各王朝で儒教が重んじられるにつれ、これらの礼制が実際に適用されるようになっていった。しかし、諸経書に残された礼制の記述はおおむね簡略であり、その上しばしば相互に矛盾していた。そこで、それらの矛盾を整理して理念的な礼制を提示するのが、漢代以降の儒学者の重要な課題となった。『詩』の中にも礼制の根柢となりうる記述がいろいろある。たとえば、婚姻の時期に関する礼制は、『詩』そのものにはそれを定めた時期に行

わなければならぬという思想は見えないにもかかわらず、『毛序』にあつては周南・桃夭篇、陳風・東門之楊篇等において春に結婚すべきであることを主張しているし、『毛傳』にあつては召南・野有死麋篇、陳風・東門之楊篇等において秋に結婚すべきであることを主張している。だが、それらの議論はあくまで経書としての『詩経』の文章を重視しつつも、『毛序』や『毛傳』の作者によって問題とされた後代の諸問題の解決をめざしてのものである。彼らが『詩経』中の歴史的な結婚制度にふれるとしても、それは自説を補強するためではあつても、『詩』がかかれた時代の結婚制度の実態を究明しようとしてゐるわけではない。

一方、清朝考証学を基礎としながら、詩の類型の比較検討、興の意味の確定、社会学・宗教学の援用等の方法を用いた『詩』の原初的意味の究明が近年著しく進展している。グラネを先鞭とし、以後これに続く聞一多・松本雅明・目加田誠・白川静・赤塚忠・家井真らの諸研究がこれである。これらの原初的意味がいつの時代のものであるのかと云う点については諸説あるが、魯頌・閔宮篇の「周公之孫、莊公之子」が魯の僖公（紀元前六五九—六二七）のことであることからすれば、頌の成立に関する松本雅明の「このように、「詩経」中に年代についての手がかりをもつ詩は、前八世紀末から前六世紀初頭に及ぶといふことができる。」という説はそれなりの説得力を持つ。当然年代を推定できない詩が多数あるが、ある程度の分量がまとまった形で『詩』となるのは前六世紀初頭以降であると言いうるであらう。

そうすると、戦国期の成立と考えられる『郭店楚墓竹簡』茲衣篇は、前六世紀初頭以降の成立と考えられる『詩』の原初的意味と、漢代以降の成立と考えられる『毛傳』『毛序』との中間に位置することとなる。『郭店楚墓竹簡』茲衣篇の詩理解が、『詩』の原初的意味や、『毛傳』『毛序』の『詩』理解とどのような関係にあ

るかを分析すれば、従来の文献のみを用いて行われてきた『詩経』の成立についての研究を全面的に検討し直していくことができると期待される。つまり、『詩』の原初的意味、『郭店楚墓竹簡』茲衣篇の詩理解、及び『毛傳』『毛序』等の『詩』理解を中国古代文化のなかに正しく位置づけ意味づけることができると考えられる。

このような事実関係の解明を本稿ですべて取り扱うことはできない。本稿では『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章に引用される詩である小雅・魚藻之什・都人士篇の原初的意味及び『毛傳』『毛序』の都人士篇理解を、『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章の都人士篇理解と比較し、『郭店楚墓竹簡』茲衣篇の成立と『毛序』の成立について考察してみたい。

二、『詩』小雅・魚藻之什・都人士篇の原初的意味

『詩』の研究は、その原初的な意味や成立年代を文献学的方法のみで追求するのではなく、それが現実生きて、唱われた場において理解される時に、より本質的な姿を現すものと考えられる。我々は古代中国の宗教や社会についてほとんど知識を持っていなかった。『詩』研究において、そのことにまず注目したのはフランスの東洋学者 Marcel Granet 氏³⁾、その著『Fetes et chansons anciennes de la Chine』(一九一九年、Chanson XLVY 日本では『中国古代の祭礼と歌謡』(平凡社、一九八九年))で『詩』を通して、その背後にある中国古代の村落における祭礼を明らかにしようとした。『毛序』や『毛傳』の附会を離れ未開社会との類比によって『詩』の原初的な意味を見いだそうとこころみた。

一方、一九三二年に『古史弁』第三冊によって先鞭をつけられ

た中国における『詩』の民俗学的研究は、聞一多の『詩経新義』、『詩経通義』（共に『清華学報』第十二卷第一期、民国二十六年一月）によって大きく前進し初めて近代的な方法による研究に入つた。日本においても、グラネ・間一多の影響のもと松本雅明・目加田誠・白川静・赤塚忠・家井真らの諸研究が原初の意味をより明かにしている。

『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章に、

子曰偃（長）民者、衣備（服）不改（改）、夔頌又（有）棠（常）、旦（則）民忠（德）戎（一）支（詩）貝（二）元（其）頌不改（改）、出言又（一）、利民所信。

という形で引用される小雅・魚藻之什・都人士篇の原初の意味はいかなるものであろうか。都人士篇は、

彼都人士 狐裘黃黃 其容不改 出言有章 行歸于周 萬民所望

彼都人士 臺笠緇撮 彼君子女 綢直如髮 我不見兮 我心不説

彼都人士 充耳琇瑩 彼君子女 謂之尹吉 我不見兮 我心苑結

彼都人士 垂帶而厲 彼君子女 卷髮如蠶 我不見兮 言從之邁

匪伊垂之 帶則有余 匪伊卷之 髮則有頰 我不見兮 云何吁矣

と、五章各章十六句からなる詩である。原初の意味を追求する石川忠久『詩経』下（一九九七年、明治書院）は、『詩経』においては「君子」は「祖靈」あるいは「神靈」であり、「我不見兮、…」と言う句は『詩経』においては「祖靈」或いは「神靈」の降臨を切実に願う常套句であると考え、「男女の結婚を、女性が祖靈に報告する歌」としている。都人士篇を宗廟において祖靈を呼び招きそ

の加護を求める祝祭歌と見ている。この説に基づいて、この『詩』に語釈を加える。

○「彼」は、指示語で「あの」。○「都」は、馬瑞辰が『毛詩傳箋通釈』のなかで、「瑞辰按、逸周書大臣解云、「土惟都人、考悌子孫。」是都人乃美士之称。鄭風「洵美且都」、「不見子都」、都皆訓美。美色謂之都、美德亦謂之都、都人猶言美人也」というように、美しいさま。○「狐裘」は、狐の皮衣（かわころも）。○「黃黃」は高亨が「黃、借爲煌。煌煌、明亮貌。古人、穿皮襖、毛朝外、一望可見」というごとく、明る輝く意。○「容」は、『鄭箋』に「動作容貌」とあり、林義光が「容、從容也。広雅釋訓云、「從容、舉動也」。釋詁云、「撝、動也」。容假借字。撝後出本字也」というごとく、「撝」の仮借字で、挙動の意。「不改」は、『鄭箋』が「有常」とするごとく、いつも変わらない様。○「章」は、高亨が「有系統、有文彩」というごとく、艶のあるさま。○「周」は、『集傳』は「鎬京」とする。一説に『毛傳』に「周、忠信也」とあることから、林義光は「忠信爲周、義本魯語。詳見皇皇者華篇。左伝云、行歸于周。」萬民所望、忠也。」（襄十四年）周爲至轉音。乃懇摯義。懇摯、謂之忠信、亦謂之忠」と、誠実の意とする。『毛傳』に従っておく。○「臺笠」は、屈萬里が「臺、即南山有臺之臺、莎草也。臺笠、臺製之笠也」というごとく、臺製の笠。臺は、江村如圭が「スゲ」という。「臺笠」で、すげがさの意。○「緇撮」は、高亨が「緇、黒色の綢或布。撮、以布帶或綢帶束髮成結爲撮。撮、加于冠外、垂于頸後」と言うごとく、黒い布でできたもとどり。○「君子女」は、屈萬里が「彼君子女、謂新婦也」というごとく、新婦の意。○「綢」は、馬瑞辰が「瑞辰按、説文「鬢、髮多也」。詩作綢、爲假借字」というごとく、「鬢」の仮借字で髪が多いこと。○「如」は、形容詞の語尾。○「充耳」は、耳飾り（衛風・淇奥篇に「充耳琇瑩」とある）。○「琇」は、『毛傳』に「美石也」と

あるように、美しい石。○「實」は、馬瑞辰が「瑞辰按、孟子「充實之謂美」。是實有美義、「充耳琇實」、猶淇澳詩「充耳琇瑩」。著詩「瓊華」、「瓊英」、「瓊瑩」、皆狀其玉之美。草木有榮、有英、有華有、有實。狀玉之美曰瑩、曰英、曰華、亦可曰實、其義一也。傳云「琇實、美石。」與淇澳傳「琇瑩、美石」、詞義正同」と言うごとく、耳飾りが美しい石でできていること。○「尹吉」は、『鄭箋』が「吉讀爲媾。尹氏媾氏、周室昏姻舊姓」と言うごとく、「彼君子女」が、周室と昏姻関係にある尹氏や媾氏のようなものであること。○「苑結」は、林義光が「苑爲讀鬱」と言うごとく、憂鬱なさま。○「而」は、『鄭箋』が「而亦如也」と言うごとく、「如」の意。○「厲」は、毛伝に「厲、帶之垂者」と言うごとく、帯の垂らしたものの。屈萬里が「古者、裂帛以續帶爲飾。」というごとく、布を裂いて帯の飾りとしたもの。○「蠶」は、さそり。○「言」之「伊」は、共に語詞。○「頤」は、『毛傳』に「頤、揚也。」と言うごとく、立っているさま。○「云何」は、「如何」。○「盱」は、鄭箋に「盱、病也」とあり、林義光が「盱、讀爲忬。說文「忬憂也。」云何忬、猶言憂如之何矣」と言うごとく、憂える意。となる。この語釈による全体の詩意は、

○美しき若者、彼の着る狐の皮衣は煌々と輝く。彼の姿はいつも変わらぬ、どの言葉にも艶がある。彼の行動は常に誠実で、万人皆の仰ぎ見るところである。

○美しき若者、スゲ笠に黒いもとりを着けている。あの方(祖靈)の娘、豊かであつたびた髪。あなた(祖靈)に会えなければ私(娘ないし巫)は喜ばません。

○美しき若者、耳飾りは美しい石。あの方の娘はまるで周室と昏姻関係にある尹氏や媾氏のように。あなたに会えなければ、私の心は憂えるばかり。

○美しき若者、垂らした帯は飾りのよう。あの方の娘、巻き上げ

た髪はサソリのよう。あなたに会えなければ、さてこそ嫁いでしまおうか。

○帯はわざと垂らしたのではなく、あなたのために細工をし、髪は単に巻き上げたのではなく、あなたのために結った。でもあなたに会えなければ、私の心は憂えるばかり。

ということになる。先述したように、「君子」は祖靈、「我不見兮、我心不説」「我不見兮 我心苑結」「我不見兮 言從之邁」「我不見兮 云何盱矣」は「祖靈」の降臨を願う常套句で、詩意は男性との結婚を、女性ないし女性の代弁者たる巫女が自分の祖靈に報告しようとする歌と言うことになる。白川静は、この詩の詩意を「都から来た品格のある君子と、その美しい姫君を賛美する歌。都のてぶりに憧れる、地方人の気持ちで歌われている」と述べる。彼は、「都人士」と「彼君子女」を既婚の夫婦と見て彼らの美しい様子にあこがれる地方人の歌としている。また、境武男は、男女相愛の歌ではなく「都人士」と「彼君子(都人士)女」を思慕する地方人の歌としている。境は「都人士」と「都人士女」との関係を夫婦とも恋人とも見えていない。

『郭店楚墓竹簡』茲衣篇と共通する「其容不改」は、これらの原初の意味ではいずれの場合でも「都人士(若者)」の姿がいつも変わらないという事実を述べていると解釈しており、ここには後述する『毛傳』『毛序』のような規範的な意味はない。

三 「毛傳」と「毛序」の

小雅・魚藻之什・都人士篇解釈

都人士篇の『毛傳』は、第一章に「彼彼明王也。周、忠信也」、第二章に「臺、所以禦暑、笠所以禦雨也。緇撮、緇衣冠也。密直如髮也」、第三章に「琇、美石也。尹、正也」、第四章に「厲、帶

之垂者」第五章に「旗、揚也」と注する。『毛傳』は、都人士篇の第一章の「彼」を古の明王と解釈することによって、過去の明王の時代に文化・風俗の理想的な状況が存在したことを述べ、翻ってそれが衰退した現在の状況を「我心不説」「我心苑結」「云何肝矣」と嘆く意味に理解している。これによる都人士篇の解釈は、

○都に住んでいた(いにしえの)明王、彼の着る狐の皮衣は煌々と輝いていた。彼の姿はいつも変わらず、どの言葉にも艶があった。彼の行動は常に誠実で、万人すべての仰ぎ見るところであった。

○都に住んでいた(いにしえの)明王、厚さを避け雨を避けるスゲ笠に黒い布のもとどりを着けていた。あの方(明王)の娘は、髪が豊かでまっすぐであった。(今は)彼らの立派な姿を見ることができないので、私の心は喜ばない。

○都に住んでいた(いにしえの)明王、耳飾りは美しい石。あの方(明王)の娘は正しく幸運をもたらす人であった。(今は)そのすばらしい姿を見ることができないので、私の心は憂えるばかり。

○都に住んでいた(いにしえの)明王、余った帯を垂らしていた。あの方(明王)の娘、巻き上げた髪はサソリのようにであった(華美ではなかった)。(今は)その姿を見ることができなくなってしまうが、(今これが確認できるのであれば)これに従って行きたい。

○帯は(華美に)垂らしたのではなく、余りがあるから垂らしていた。髪も(華美に)巻き上げたのではなく、余りがあるから結っていた。(今は)この様な姿を見ることができないので、私の心は憂えるばかりだ。

となる。原初的な解釈に比較して、『毛傳』は古代の明王の行動を

懐かしむと言う形式で間接的に現状を批判しつつ、新たな規範を打ち出している。『毛傳』の解釈では「我」は往時を懐かしみ現状の衰退をなげく憂国の士と言うことになる。

ところで、『郭店楚墓竹簡』茲衣篇と共通する「其容不改」に対して、『毛傳』は「都人士(古の明王)」の挙動がいつもすばらしかったという事実を述べていると解釈している。ただ、現在の衰退した現状に対比して、ある種の理想として明王の事績を述べていることを勘案すると、原初的な意味に比べ若干規範的な意味を持つている。

一方、都人士篇の『毛序』は次のように述べる。

都人士、周人刺衣服無常也。古者長民、衣服不貳、從容有常、以齊其民、則民德歸壹、傷今不復見古人也。

「周人」が、服制が一定しない現状を諷する詩としてしている。都人士篇全体を『毛序』が単独でどう理解しているかははっきりしない。

『郭店楚墓竹簡』茲衣篇と共通する「其容不改」に対して、原初的な意味や『毛傳』とは異なり、「(統治者は)簡単に衣服を変えるべきではない。」と衣服の混乱を戒める句として解釈している。

四、『郭店楚墓竹簡』茲衣篇の『詩』理解 (都人士篇を例として)

以上小雅・魚藻之什・都人士篇を検討し、『毛傳』や『毛序』の附会を極力排除して、『詩』の原初的な意味がかなり復元できることを述べた。一方『毛傳』や『毛序』が小雅・魚藻之什・都人士篇をどのように解釈しようとしているのかについても述べた。

ここで、話を『郭店楚墓竹簡』茲衣篇に移したい。茲衣篇は一部例外はあるもののほぼ各章で詩を引用している。そこに引用される詩理解が、上述した原初的な意味や『毛傳』『毛序』の詩解釈と

どのような関係にあるかが分かれれば、従来の文献資料のみを用いて画かれてきた中国古代文化研究を全面的に検討し直していくことができる。

小雅・魚藻之什・都人士篇は、『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章に、
子曰偃（長）民者、衣備（服）不改（改）、~~變~~頌又（有）業
（常）、旦（則）民恧（德）或（一）支（詩）貝（云）、元（其）
頌不改（改）、出言又一（一）、利民所信。

という形で引用される。「郭店楚墓竹簡『緇衣』譯注⁷⁾」によると、ここは「先生が言われるには、「民衆を統治するものは、衣服を変え、事をせず、挙動を一定にすれば、民衆の徳は齊一になる。」と。『詩』に次のようにいう、「いつも変わらぬその姿、発した言葉は民情に合い、衆民に信ぜられよう。」と。」という意味となる。伝統的に定まっている礼制・習俗を改変せずに維持すべきこと、具体的には伝統的な衣服を簡単に改変すべきではないということとその内容としているが、ここで『詩』の「元（其）頌不改（改）」は、統治者が伝統的な立ち居振る舞いを変更してはならないことを根拠づける目的で引用されている。

ところで、『郭店楚墓竹簡』茲衣篇が引用する小雅・魚藻之什・都人士篇の「其容不改」は、前述したような原初の意味では「都人士（若者）」の姿がいつも変わらないという事実を述べていると解釈されており、ここには「毛序」ような規範的な意味はない。聞一多やグラネ以降の研究により明らかになってきた原初の意味が『郭店楚墓竹簡』茲衣篇のなかに残存しているだろうか。『郭店楚墓竹簡』茲衣篇は、伝統的に定まっている礼制・習俗を改変せずに維持すべきこと、具体的には伝統的な衣服制度を改変してはならないことを根拠づけるため都人士篇を引用している。「元（其）頌不改（改）」は、伝統的な立ち居振る舞い（服制）を変更してはならないと言う意味で引用されている。それぞれの語の訓

詰的な意味は変わっていないが、原初の意味では「いつも変わらぬ」と言う事実を描写しているだけであったのが、『郭店楚墓竹簡』では「変えるべきではない」と言う規範的な意味あいを持たされている点が異なっている。

この『郭店楚墓竹簡』と、『毛傳』『毛序』の関係はどうだろうか。『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章と共通する都人士篇の「其容不改」は、前述したような原初の意味では「都人士（若者）」の姿がいつも変わらないという事実を述べていると解釈されており、規範的な意味はなかった。『毛傳』は、現在の衰退した現状に對比して、理想としての過去を述べると言う方法で、やや規範的な意味あいを持たせていた。そして、『毛序』では「（統治者は）簡単に衣服を変えるべきではない。」と強い規範性を打ち出している。『毛序』は、規範性が強く打ち出されていると言う点では『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章と共通し、原初の意味や『毛傳』とは異なっている。しかし『郭店楚墓竹簡』が「伝統的な衣服を改変してはならない」と伝統保持を打ち出しているのに対して、『毛序』は衣服の混乱を戒める内容になっている点が異なっている。この『毛序』の解釈はどうしてでてくるのだろうか。実は『毛序』の「古者」以下の十九字は、前述した『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章を書き直したと考えられる現行本『禮記』緇衣篇八章からの引用である⁸⁾。現行本『禮記』緇衣篇八章には、

子曰、長民者、衣服不貳、從容有常、以齊其民、則民德壹。
詩云、彼都人士、狐裘黃黃。其容不改、出言有章。行歸于周、
萬民所望。

とある。『郭店楚墓竹簡』茲衣篇九章は、伝統的な衣服を変えるべきではないと伝統保持を主張しているが、現行本『禮記』緇衣篇八章は伝統保持ではなく、衣服の混乱が政治的・社会的混乱に連なることを憂慮し、衣服を簡単に変えるべきではないと主張してい

